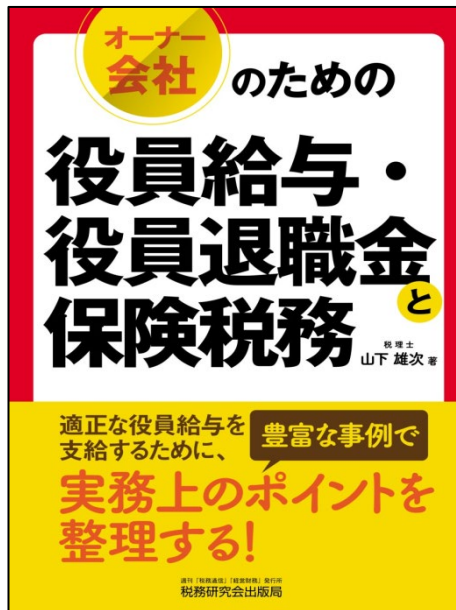


事前確定届出給与の 利用方法と留意点

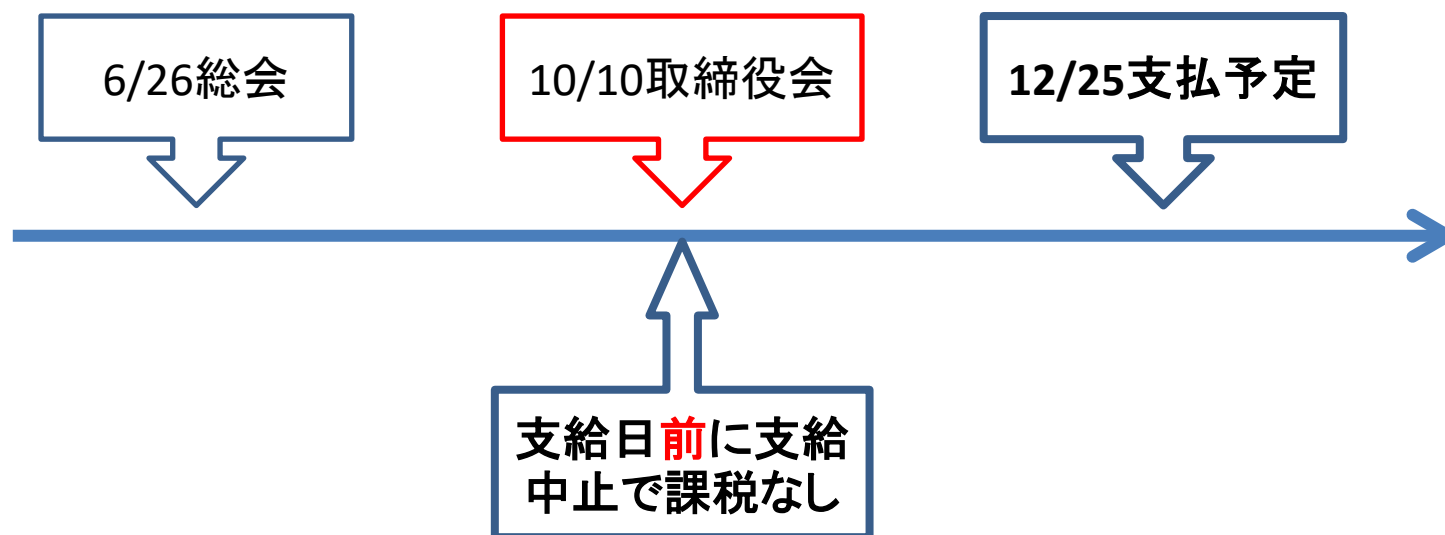


書籍の主要目次

- I 役員給与に係る税務の基本
- II 定期同額給与
- ★ III 事前確定届出給与
- IV 役員退職給与
- V 特殊な役員退職金
- VI 生命保険

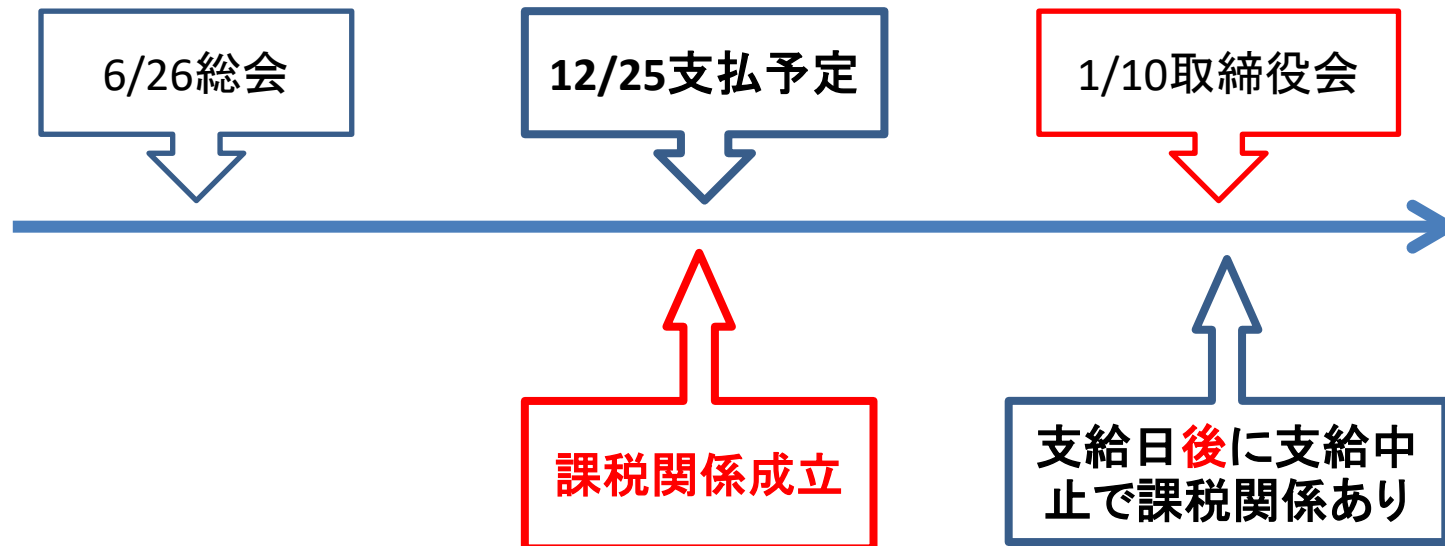
Q17 事前確定届出給与を支給しなかった場合 (支給日前に支給の中止)(P63)

当社(年1回3月決算の同族会社)は、X年6月26日の定時株主総会において、X年12月25日に事前確定届出給与として200万円の金銭を支給する旨の定めを決議し、届出期限までに所轄税務署長へ届け出ました。しかし、業績が著しく悪化したので、X年10月10日に取締役会を開催して、事前確定届出給与の支給を取りやめる決議をし、支給対象者である役員から辞退の意思を同日に確認しました。適正に事前確定届出給与の手続きを終えた後に、支給しないことを決めた場合には、税務上はどのような取扱いになるのでしょうか？



Q18 事前確定届出給与を支給しなかった場合 (支給日後に支給の中止)(P65)

当社(年1回3月決算の同族会社)は、X年6月26日の定時株主総会において、X年12月25日に事前確定届出給与として200万円の金銭を支給する旨の定めを決議し、届出期限までに所轄税務署長へ届け出ました。しかし、業績が著しく悪化したので、X+1年1月10日に取締役会を開催して、既に支給日を経過した事前確定届出給与の支給を取りやめる決議をし、支給対象者である役員から辞退の意思を同日に確認しました。適正に事前確定届出給与の手続きを終えた後に、支給日の後に支給しないことを決めた場合には、税務上はどのような取り扱いになるのでしょうか？



12/25課税関係成立

役員給与 200万円 / 未払金 200万円

事前確定届出給与を支給日に届出通りに
支給しなかった。⇒損金不算入



1/10取締役会
支給中止決定

未払金 200万円 / 債務免除益 200万円

債務免除は原則益金算入
⇒法人税基本通達4-2-3で益金不算入

Q19 事前確定届出給与を利用した社会保険料の負担軽減策(P68)

当社(年1回3月決算、本社東京都)は、代表取締役の役員給与について、今年度は年額1,800万円、月々150万円としていましたが、来年度の役員給与については、総額は変えずに、毎月の定期給与の額を10万円とし、7月に1,680万円の事前確定届出給与を支給するように変更したいと考えています。このように役員給与の支給方法を変更するのは、「社会保険料の会社負担を軽減するため」ですが、税務上はどのような取扱いになるのでしょうか？

支給形態	支給総額	月々社会保険料	賞与社会保険料	社会保険合計
月々 150 万円	1,800 万円	137,767 円 × 12 月 = 1,653,204 円	0 円	1,653,204 円
月々 10 万、 賞与 1,680 万円	1,800 万円	14,680 円 × 12 月 = 176,160 円	471,309 円	647,469 円

* 健康保険年間 573 万円、厚生年金保険 1 回 150 万円が上限となります。

健康保険：573 万円 × 11.66% × 1/2 = 334,059 円

厚生年金保険：150 万円 × 18.30% × 1/2 = 137,250 円

Q21 退職した役員への事前確定届出給与の支給(P73)

当社(年1回3月決算)は、取締役が体調不良のために11月末日をもって急遽退任したことに伴い、役員退職給与として1,000万円の支給を臨時株主総会で決議して、来年の1月上旬に支払う予定です。この度退任する役員には、事前確定届出給与として12月10日に100万円を支払う予定でしたが、支給日に退任している元役員に事前確定届出給与を支払うことは可能でしょうか？

事前確定届出給与は、職務執行の対価である役員給与の支給形態のひとつであっても、その職務執行期間がいつからいつまでであるかは問われていません。ご質問のケースであれば、定時株主総会の日から退任日までは職務を執行していたので、事前確定届出給与に関する届出書に基づいて事前確定届出給与の支給が可能となります。

Q22 退職した役員への事前確定届出給与の減額支給(P75)

当社(年1回3月決算)は、取締役が体調不良のために11月末日をもって急遽退任しました。この度退任する役員には、事前確定届出給与として12月10日に100万円を支払う予定がありましたが、当初予定した職務執行ができないので、半額の50万円を支給する予定です。支給日に退任している元役員に届出額から減額した事前確定届出給与を支払うことは可能でしょうか？

中途退任に伴って当初の職務執行期間が短縮されることから、当初支給する予定であった臨時給与を減額して支給することも考えられます。すでに事前確定届出給与に関する届出書をしていることから、届出金額を同額の支給でなければ事前確定届出給与として損金算入することはできません。しかし、役員の退任が臨時改定事由に該当するのであれば、変更届出書等を提出することで減額後の金額を支給することも可能となります。

Q20 事前確定届出給与の額を増やして定期同額給与の額を少なくした場合(P71)

当社(年1回3月決算)は、代表取締役の役員給与について、今年度は年額1,800万円、月々150万円としていましたが、来年度の役員給与については、総額は変えずに、毎月の定期給与の額を10万円とし、7月に1,680万円の事前確定届出給与を支給するように変更したいと考えています。役員給与の損金算入には問題ないようですが、将来的に他の規定などで税務上の不利益が生じる可能性はありますか？

功績倍率法	功績倍率法における退職時の最終報酬月額×勤続年数×功績倍率の算式において、最終報酬月額が退職した役員の功績を最も反映した結果といえるか否かがポイントになります。
弔慰金等の適正額	相続税法基本通達3-20では、被相続人の死亡が業務上の死亡であるときは、その雇用主等から受ける弔慰金等のうち、当該被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与(俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいいます。)の3年分を、被相続人の死亡が業務上の死亡でないときは、半年分をみなし相続財産に含めないことが認められています。

Q31 事前確定届出給与の額を増やして定期同額給与の額を少なくした場合の功績倍率法(P107)

当社(年1回3月決算)は、代表取締役の役員給与について、前年度は年額1,800万円、月々150万円としていましたが、次回の定時株主総会において、総額は変えずに、毎月の定期給与の額を10万円とし、7月に1,680万円の事前確定届出給与を支給するように変更したいと考えています。
功績倍率法による最終報酬月額は10万円になってしまうのでしょうか？

事前確定届出給与を含めて最終報酬月額とする論拠	法人税法上の役員給与が過大である場合には、損金不算入になりますが、この過大役員給与の適用に当たっては、定期同額給与、事前確定届出給与を区分することなく事業年度ごとの総額で判定されます。同じ法人税法上の取扱いで、過大か否かを判定する基準の捉え方に差異があるのは矛盾が生じているとも考えられます。
事前確定届出給与を含めないで最終報酬月額とする論拠	変動要素の多い事前確定届出給与を最終報酬月額に含めることができるとは断定できない

Q38 福利厚生費として損金算入される弔慰金等の範囲(P134)

当社(年1回3月決算)は、社内規程整備の一環で役員弔慰金規程を制定しようと考えています。相続税法上は、一定の金額を死亡役員退職金としてではなく、弔慰金としての取扱いを認めています。法人税法上、弔慰金としての支払いは、福利厚生費として認められるのでしょうか？

法人税法上の規定では、弔慰金等の取扱いを定めたものではありません。相続税法基本通達3-20は、相続税法の法令解釈であって、単純に法人税法に準用することはできません。

国税庁HPで公表されている質疑応答事例の「贈与税の対象とならない弔慰金等」において、相続税法基本通達3-20により弔慰金等として取り扱ったものについては、社会通念上相当と認められる範囲内のものであると判断を示しています。法人から支給される弔慰金等は、遺族側では所得税基本通達9-23《葬祭料、香典等》により課税されないことが示されており、法人側から捉えると、社会通念上相当と認められる範囲の弔慰金等を支給したと整理することができます。

Q39 定期給与を減額した場合の弔慰金等の計算 (P138)

当社(年1回3月決算)は、相続税法基本通達3-20に基づく役員弔慰金規程を制定しています。この度、取締役から厚生年金を満額受給したいので、月々の定期給与を減額して欲しいとの要望がありました。月々の定期給与が減額してしまうと、弔慰金等の額が減少すると思います。弔慰金等の計算に直前の定期給与以外を用いることは可能でしょうか？

会長A氏の**最終報酬月額が5万円**であったことは当事者間に争いが無い。前法人時代からの取引先やA氏の事業経験を原告に引き継がせたことを合わせ考慮すると、A氏の役員報酬月額5万円はA氏の功績を適正に反映したものとしては低額に過ぎ、A氏の適正報酬月額は代表取締役B氏の報酬月額平成元年8月分75万円と同年9月分90万円の平均額82万5000円の2分の1の額の41万2500円と認めるのが相当である。

会長A氏は肝硬変、肝細胞癌により死亡しており、同人の死亡は業務上の死亡でないから、**弔慰金の相当な額は、A氏の適正な報酬月額41万2500円の6か月分の247万5000円となる。**
そうすると、原告が弔慰金として損金経理した500万円のうち247万5000円を超える252万5000円については、死亡退職に起因して支給される役員退職給与であると認めるのが相当である。

Q40 事前確定届出給与の額を増やして定期同額給与の額を 少なくした場合の弔慰金等(P140)

当社(年1回3月決算)は、代表取締役の役員給与について、前年度は年額1,800万円、月々150万円としていましたが、次回の定時株主総会において、総額は変えずに、毎月の定期給与の額を10万円とし、7月に1,680万円の事前確定届出給与を支給するように変更したいと考えています。相続税法基本通達3-20に定める弔慰金等の計算では、月々10万円をベースとして計算するのでしょうか？

相続税法基本通達3-20に定める弔慰金等の計算では、被相続人の死亡当時における賞与以外の普通給与(俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額をいう。)を基準にしています。

所得税基本通達183-1の2 賞与の意義

(注)次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。

1 法人税法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》に規定する給与
(他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。)

2 法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与